

## 平成 28 年度第 1 回大阪府教育行政評価審議会

- 1 日時 平成 28 年 7 月 19 日（火）14:00～16:30
- 2 場所 大阪府議会会館
- 3 出席委員 岡田委員、後藤委員、善野委員、丹羽委員、東島委員
- 4 議事概要

### （1）開会

- 教育行政の点検及び評価について、事務局から説明。
- 参考資料 6「大阪府教育行政評価審議会規則」第 4 条に基づき、岡田委員が会長に選任。
- 会長から挨拶。  
会議の冒頭に、和田教育監から、本審議会は P D C A の C にあたるとの話があり、この審議会の責任の重さを感じる。1 年間の各課の取組みなどを聞かせていただいた上で、各委員のフィルターを通して、子どもたちのためによりよい教育が行われるよう、審議を進めてまいりたいと思っている。
- 参考資料 6「大阪府教育行政評価審議会規則」第 5 条に基づき、善野委員を副会長に選任。
- 資料 1「教育行政の点検及び評価について」により、事務局より点検及び評価について説明。

### （2）審議

#### ア 基本方針 2 について

- 資料 2「点検及び評価調書<<基本方針 2 公私の切磋琢磨により高校の教育力を向上させます>>」及び参考資料 2「基本方針 2 重点取組の実施状況にかかる点検結果」により、事務局から説明。
- 質疑応答

#### （委員）

府教育庁が公私の切磋琢磨ということでは、このテーマに沿って進んでいると思う。冒頭の和田教育監の挨拶にもあったように、学校教育自己診断の公表状況が 100%（3 ページ、指標 8）になったということで、担当課の大変な取組みの成果だと思う。次は、診断結果の内容について考察する段階になると思われる。

資料 2 の 11 ページ、指標 12 にある学校教育自己診断における生徒の学校生活満足度について、点検結果「△」という形で自己評価されている。学校生活満足度の高かった学校は、どのようなことに満足しているのか分析されていると思うが、管理職が生徒の満足度を継続させていく取組みにはいくつかの方法があると思う。一つは計画に沿った満足度、新たに生まれてくるニーズに対応する満足度という点で言うと、新転任

者に対して、学校教育自己診断における満足度の分析の継続が必要かと思われる。PDCA サイクルとして満足度の数値が、次年度につながるかという点において、新転任者への学校ごとの取組みの重点化、満足度を連続させていく取組みが必要と思われる。管理職の1校での在職平均2.9年という中において、満足度を連続させていくには、管理職研修等で様々な取組みの発表・経営研究会議を行い、そのあたりを施策にすれば、さらに自己診断が生徒の学校生活満足度に結びついて PDCA サイクルがスパイラルアップしていく。

次に、資料2の3ページ、指標8「学校情報の公表状況」について、公私の切磋琢磨ということで、私立高校の取組みも熱心にされていると思うが、この審議会は府民への説明責任を果たすという大きな目的において、5ページの自己評価の②で、私立学校について「計画と取組みの関連性を精査する等、不十分な学校は未公表に区分した結果、公表状況は下がった」と記載されている。しかし、昨年度の自己評価の文章も同様で、昨年も不十分な学校を未公表にして指導が丁寧であったにもかかわらず数値が伸び悩むと記載されていたので、このあたりは考えないといけない。私立に関しては、建学の精神に基づいた私学の特色ある取組みになるので、府立高校等とは少し違うが、マイナスの指導よりは、施策として、公表することによって成果を上げた学校が、どのような取組みをされているのか共有するような方法が必要である。例えば、公表しないと損だよ、公表しないと外部にアピールできませんよ、ということをよくお示しいただくような、私学としての特色ある研修内容になっていかないと、なかなか個々の部分は府立学校と同様に公表状況が100%になっていかないと思う。

(委員)

資料2の4ページ、指標9で、府立高校3年生の英語の英検準2級相当以上の割合が増えているのはすごいことだ。だが、教員の資格保有はなかなかうまくいかない。生徒の方は若いというのもあるし、成績も上がるなどインセンティブがあると思うが、教員に関して何かインセンティブというのはあるのか。

(事務局)

わかりやすいインセンティブはなく、直接教員の利益になるようなものはない。社会全体が教員自身の英語力に注目されている中で、学校としてより多くの教員がしっかり資格を持っているということは、学校の魅力を発信する上で大きな材料になると思う。そういう点で、英語教員一人ひとりに、資格を取れば学校全体の魅力の向上にもなり、生徒も安心して教わってくれるということを訴えていくことしかないと思っている。

(委員)

例えば、学校の英語教員の資格の取得状況を公表するなどは考えているのか。

(事務局)

積極的に公表するかどうかは別にして、保護者から「うちの学校の先生はどうか」と問われると、当然、答えるのが学校の責任。それが、学校教員それぞれの資格取得の動機づけの可能性になると思っている。

(委員)

資料2の12ページ、指標15で、GLHSにおける大学進学率、現役進学率は、66.5%と随分高くなっているが、ふつう、大学定員があまり減っておらず、進学者の数、高校生の18歳人口が減っているので、自動的に現役進学率が上がる気もする。参考のために、GLHS以外の高校の現役進学率、或いは全国平均みたいのがあれば書き添えていただくと比べやすい。

(事務局)

数値を客観的に表すために、委員からの指摘を参考にしたいと思う。

GLHSについては現役の合格率と合わせて、希望する大学にどれくらい行けているかも見ている。難関大学に挑戦しつつも、現役合格率をあげているということは、成果を上げていると考えている。

(委員)

資料2の3ページ、指標8の私立高校の情報開示率が悪い。非常にいい大阪府の制度として、高校授業料の無償化、経済的に厳しくても、公立高校であれ、私立高校であれ、経済的状况によらずに高校に行けるようにするのは非常に立派な政策だと思う。しかし、一方で、私立高校に行きやすくしているのが大阪府の特徴であれば、他の都道府県では逆に、私立高校は生存競争に必死である。何とかして特徴を出さないと生き延びられない。大阪府の私立高校はある意味で楽をしているのではないか。経済的に保障されているので、大阪以外と競争しては、ついていけなくなるのではないか。その表れの一つが、必要な情報の開示を怠っている理由となっているのではないかと感じたので意見として述べた。

(委員)

奨学金制度(17ページ)について、私も高校は日本育英会と大阪府育英会の奨学資金をもらわなければ高校に行き難かった。奨学金制度がなければ、高校進学は無理だった。きっと高校進学がうまくいかなかったら夜間(定時制の高校)に行っていたと思う。その意味では、昼間の学校に行ける制度として、私立に行った場合についての育英会制度があるのはありがたいと思う。これは、どの程度、活用されているか。

(事務局)

私立高等学校等生徒授業料支援補助金で授業料の軽減が図られており、合わせて、負担軽減のために私立高校生等奨学給付金事業を行っている。

年収が1000万円までの方について、授業料プラス10万円をお貸しする制度を設けており、基本的には年収590万円までは、授業料負担が実質無償になっており、10万円を借りていただける。年収590万円から800万円では、今年の1年生から、授業料20万円の負担となっているので30万円を借りていただける。さらに入学金については20万円程度をお貸しするという方法を行っている。平成26年度実績で奨学生3万人強の方に貸付総額で36億円、一人当たり12万円くらいをお貸ししている。

(委員)

なかなか家庭の収入が増えない中で、最近よく子どもの貧困化がマスコミ等で取り上げられている。教育にも影響が出てくると思われるので、それを支えていただけるのは、ありがたいことだと思っている。

もう一点、工科高校のことで、専門的な資格の取得について頑張ってもらっている。高度な資格が取れない生徒が増えている中で、それぞれ工科高校でも資格取得に向けての取組みについて、どのように進めているのか。

(事務局)

工科高校は3つのタイプ、一つは高大連携型で進学、2つ目は資格取得型、3つ目は地域との連携というタイプに分けている。資格については、様々な資格があり、比較的取得しやすいものもあれば、難関もある。大学に入って実験のリーダーになれるような資格もある。特に高度な資格については、授業以外の放課後や長期休暇に、専門の先生の講習や実習を組んで、特別な授業をやっており、手厚い個別指導に近いような指導をすることによって、資格取得をめざしている。最後はやはり本人の意欲が大事である。頑張りきることができる意欲をどう高めていくかが課題になると思う。

(委員)

資料2の4ページ、指標10の下段「府立高校の英語教員のうち、英検1級、TOEFL iBT800点、TOEIC1,190点(SW含む)、IELTS6.5以上を保有する割合」は昨年度と比べて数字が上がっていて、上段の「府立高校の英語教員のうち、英検準1級、TOEFL iBT550点、TOEIC730点を保有する割合」は48.6%から48.0%へ若干下がっているのが気になった。一昨年度と比べて揺り戻しもあると思うが、大阪府では英語教育に力を入れているので気になるところである。評価に際して、他府県の大学進学率など、いろいろな指標が参考になると思うが、例えば近隣の京都府の割合と比較した分析の記載があってもよいと思う。また、自己評価で「原因や見解、改善の方策を検討している」

とあるが改善の見込みはあるのか。

また、基本方針2(2)の基本的方向④に関して、大阪府の公立高等学校の入学者選抜制度改革に基づいて、着実に丁寧に改革が進められているのはとても評価できる。資料2の20ページ、重点取組11の具体的取組47の進捗状況に「○」とあるが、「◎」に近い「○」と感じた。ただ、私の周囲では、若干混乱が生じているように聞く。保護者、受験生の立場から言うと、入試制度を頻繁に変更すると、いいことをしようとしても混乱が生じてしまうので、頻繁に制度変更されないようにご留意をお願いする。

(事務局)

英語の教員の資格取得については、文科省も目標値を出している。全国のデータがあるので次回提示させていただく。改善の見込みは有るのかという点では、昨年から今年にかけて下がったことは、我々も危機感を持っている。これまで、我々が資格を取得するよう一堂に会して言っても、なかなか浸透しなかった。資格を取るのは各教員であり、自分で試験を受けに行っていたかできないといけなので、各校長に指導していただくようお願いしている。特に府立高校については、校長の活躍に期待している。

(委員)

府立高校に関しては、公私の切磋琢磨に関係すると思うが、中学卒業生が減る中で、いろいろな新しいタイプの学び直しの高校など、工夫している。高校側もそれに応えて、新しいタイプの高校に移行しようという意欲が見えて非常にいいと思う。特に、エンパワメントスクールが非常にいいと思う。

一方で、本当は厳しいはずの私立高校から、そういう学校が出てきてないように思えるのは、教育委員会に入ってくるデータは公立高校が主で、私立高校のデータがあまり入って来ないからではないか。それとも私立高校はあまり取組みを行っていないのか。どちらなのか。

(事務局)

基本的にどういう学科コースの設置など話はあるが、どういう形で進めるかなどは当然ながら全て学校で考えておられる。情報を取るようにはしているが、こちらから「こうしなさい」というようなことはないし、学校からの報告を受けて、「こうなってるんだ」と知るくらいの情報は当然つかんでいる。そういう状況なので、進学とかに力を入れるとか、特色のあるコースを設けたりする学校はできているので、我々も宣伝したいと思っている。

(委員)

自由に学校選択できる機会の提供について、資料2のP19の自己評価にあるが、近

年、早い時期からの関心が高まっており、中学に進学する前に、塾では入塾時に数値が示される。私の勘違いかもしれないが、説明の対象が公立の中学校のみになっているように聞いている。進学塾が間違っただけを保護者に伝えることがあってはいけないので、進学塾等に広くリーフレットの配布等、公表をより今まで以上に必要とされる所に提供したり、あるいは自由にそれを見ることができたりするような取組みが必要となってくると思われる。

(事務局)

各学校や私塾の連合会に対して、制度等を説明させていただいている。特に、府立の場合、新しいタイプの学校を作る時や大きく変更するような内容がある時については、以前よりも説明の機会をたくさんいただき、説明は増えてきている。ご指摘いただいたような点も注意して、幅広く正確なデータが伝わるように取り組んでいきたい。

(会長)【審議のまとめ】

教育委員会事務局が私学課と教育庁に統合されて、私学も含めて取り組んでいくことについての評価があった。また、学校教育自己診断の情報開示が100%について評価はあったが、一方、学校生活の満足度ということについては、まだ「△」がついているということについて、計画的あるいは新転任者への取組みを含めて、学校生活の満足度を上げていくような分析と継続が必要ではないかという意見をいただいた。

私立高校への熱心な取組みの評価はあったが、まだ、情報開示という点では不十分である。例えば、公私合同の研修などを設けて、より自校の情報を開示していくことによって、学校のクオリティーが上がるとか、取組みが進むというような、公表によってどのような成果があるかということを含めた研修が必要ではないか、という意見をいただいた。より早い時期からの情報提供が求められているので、より適切な幅広い情報提供を今後もしていく必要があるという意見であった。

高校生はどんどん資格を取っているが、教員についてはどうかという質問、指摘があった。これについては、各学校長から教員に対して、多くの教員が資格を持つことによって、保護者からの信頼、学校の魅力向上につながるという指導もしているということだった。グローバルハイスクールについては、数値の意味を比較できるように数値の開示を求められた。私立高校の情報公開については、公立であれ私立であれ、私学へ行きやすくしている取組みは高く評価されているが、私立の場合、比較的、授業料無償化で保護されているので、競争についていけないというようなところが出てきてしまうという指摘があった。より私学の間でも、情報公開も含めた切磋琢磨が必要ではないかという指摘があった。

育英会制度が充実してきているということへの評価があり、人数も3万人36億円という活用があると答えがあった。子どもの貧困化ということも指摘される中で、より育

英会制度の周知、活用をしていくべきという指摘だったと思う。工科高校については資格取得ということについての質問であった。それぞれの工科高校の3つのタイプを示し、本人が資格取得をするための意欲づけになるような取組みが行われているというような答えだった。

指標10に関して、下がっている原因について気にかかるとの指摘があり、それに対して、より子どもたちが意欲的に英語を学んでいくその道筋を他府県とも比較しながらデータなどを示していくということであった。大阪の子どもたちの英語に関する意欲や取組みについて、より明確にすべきとの指摘もあった。入試改革制度に関しては、より子どもにあった改革を評価されつつも、保護者の意見の中から、毎年入試制度が変わっていくことについての不満や不安の声を聞いているということで、入試改革がどういうことをめざしているのかという制度の説明と併せて、安定した入試制度の確立を求められた。

#### イ 基本方針10について

○ 資料3「点検及び評価調書〈基本方針10 私立学校の振興を図ります〉」及び参考資料3「基本方針10 重点取組の実施状況にかかる点検結果」により、事務局から説明。

○ 質疑応答

(委員)

私学は、高校の勢いは大変あるが、割合としては幼稚園が8割と聞いている。私学の取組みの中で、資料P5指標67の表で示されている公表状況の中で、自己評価は幼稚園だけが上がっている。これは私学課の取組みが大変な成果をあげているということの一つではないかと考えている。

世の中の動きの中で、子育て支援ということで、東京だけではなく大阪も常に注目を浴びる都市部の大きな課題であり、待機児童等がワースト3というのが正しいのかどうか。その中であって、6割が認定こども園への移行を検討しているということで、そのあたりの努力も大変な成果ではないかというところで、長時間の預かり保育に移行しているというあたりも府民にとって安心できる材料なのかと拝見した。

質問させていただこうと思っていた支援を要する幼児に関わってのことを、具体的に数値も示していただいたので、この点については質問しない。

事務局からは「来年は100%」との発言があったので、ぜひ幼小の連続性からつなげて、小学校での開示の改革に結びつくようにしていただくことが今後の課題ではないかと思う。

幼小が一体化している園というのは私学課でつかんでいて数値を示していただくことは

できるか。公立なら、校長が兼務して敷地内に幼と小、もしくは隣接して、または管理職は別だけれどもという様々な形があるが、私学課として把握している幼小がどの程度の割合があるのか、もし聞かせてもらえたら次の意見につながる。

(事務局)

府内の私立の小学校は 17 校。たしか園長と校長が兼務しているところはなかったと思う。具体の数字は持っていないが、敷地が隣接するというのはいくつかあったと思う。

(委員)

今のことに関連してだが、幼と小がつながっているのなら、100%、幼から小に行くかは別にして、保護者は幼稚園での公表開示が進み、また支援教育に対する満足度が高まってくればくるほど、小学校ではなんなんだということになる。ここの接続の落差という保護者の不満足度はより一層増えることになる。このあたりが育ちと学びの連続性と、ここの園に預けてよかった、そのまま小学校にあげてよかったという満足度とおそらくリンクしながら分析されることになるのではないかと考えている。

今後、この幼小が接続されている園に関しての取組みもリリースしてあげると大変参考になるのではないか。

(事務局)

委員の指摘とおりで、我々はそういう観点が全く抜けていたので、そこは今後注意して、また来年度のこの場など報告させていただきたいと思っている。

(委員)

先ほど聞き忘れたのだが、高校の中退率のところ、公立は全国平均と比べて悪いということを聞いたが、私立はいいのか。それは何か理由があるのか。

(事務局)

過去は私立も全国平均と比べて悪かったが、授業料無償化制度をやることにより、経済的理由による中退というのが、制度導入前後で大きく減ってきているので、そのことにより、おそらく全国平均に近づいたのかなと考えている。

(委員)

なるほど、分かった。それから、中退率は低い方がいいのか。

(事務局)

基本的には低い方がいいと考えており、中退させずにできるだけ転学という形で高校



の籍がつながるような形で、万が一その学校を辞めたいという子がでてきてもどこかの学校につなげていくよう努力はされていると考えている。

(委員)

質の保障という面から、大学の場合には中退率や留年率が高くても評価する傾向が少し高まってきているので、どうなのかと思って聞いた。

あと、私立の高校は大阪府の場合は今すごく恵まれているので、この間に、しっかりとした戦略というか特徴を出して、先で生き延びられるような私立高校になってほしいと期待している。

(事務局)

授業料支援をやることでたしかに私学に入る生徒は増えており、これは紛れもない事実なのだが、その中でも高校によっては、勝ち組と負け組ではないが、大きく増やしているところもあれば、あまり変わっていないところもあり、そこはやはり生徒・保護者の方がきっちり学校を見ておられ、委員がというような、改革に取り組んでないというところは、なかなか人気が出てこないという二極化現象が起きているのも事実。

(委員)

私立の幼稚園で幼児の障がいが重度化、重複化しているということで色々と対応していただきありがたい。幼稚園の先生方に話を聞くと、先生方自身が、障がいのある子どもたちとか特別な支援が必要な子どもたち、障がいがあるかないかはっきりしない子どもたちを含めてだけれども、支援をしようと思ってなかなか研修の機会がないと言われることが多くて、幼稚園の先生を対象にすると、どっと来られるというようなことを聞いている。なかなか公立と違ってそこらへんが難しいと思っているのだが、資料に書いてもらっている幼稚園の先生方への研修状況というのはもうちょっと具体的にどれぐらいされているのか教えてもらえないか。

(事務局)

少し時間をいただいて調べさせていただきたい。

(委員)

オリジナルな研修をされているところがあれば特に聞かせていただきたい。府教育センターや支援学校主催のものなど様々であり、オリジナルなことをされているところがどれぐらいあるのか聞かせてもらいたい。というのは、幼稚園段階では配慮を要する子どもたちが小学校に行ったときに、そのまま小学校の集団に入り込めずに、小1プロブレムと言われる課題にぶつかることがよくある。やはり、そのときに、障がいがあるか

ないかというだけでついつい見がちなのだが、そうではなくて、障がいの有無じゃなくて、配慮が必要かどうかという観点で見ていかないと、1年生に入った時の様々なトラブルに対応できないと思うので、先生方がもう少し幅広く研修していただけるとありがたいなと思いながら見させていただいた。

(事務局)

今年度から我々も教育庁に入り、現在、幼稚園に限らず幼・小・中・高すべてで、アンケート調査をやっており、特に研修について、どんな研修をしてほしい、あるいはどんな時期にやった方が参加しやすいかという観点から調査をしているので、その結果も踏まえて、予算の関係も出てくるので、全部が全部、なかなかニーズに応えることはできないかもしれないが、できるだけそういうご要望に応えられるような形で考えていたらと、今ご指摘いただいた点も踏まえてやっていきたいと考えている。

(会長)【審議のまとめ】

基本方針 10 について、自己評価が幼稚園は非常に高く上がっているけれども、PDCA サイクルの見直しということもあり、小学校は上がっていない。幼小の連続性からすると、幼が上がれば上がるほど、特に幼小が一体化しているとか隣接しているところは育ちと学びの連続性というのが損なわれることになるのではないかというご指摘があった。これについては、隣接している学校の取組みなども少し精査していただいて情報提供をしてください。

中退が私学では改善されていることについてのご質問があり、これについては、経済的な理由による中退が減ったというのが大きな原因であるとの答えをいただいた。続いて質の保障という面からのご指摘があったが、大学の場合は、中退をするとか留年をするとかというのは質の保障につながるという見方もあるとのことご意見をいただいた。それから、大阪の私学が恵まれている今の時期にこそ、学校の特色づくりなど戦略を立てていくというような、私学課としての指導をぜひしてほしいという指摘があった。

幼稚園の先生の研修状況についての質問があったが、それを通して、幼稚園の段階で、配慮を要する子どもの幅広い観点からの理解なり支援をより広く研修が望まれるということだった。これについては、現在アンケートをとっており、それを分析の上で、どういった研修をするのがいいかというときに、委員の意見も参考にさせていただけたらと思う。

以上で、審議会の意見については、先ほどと同様に事務局で取りまとめをお願いすることにして、基本方針 10 は終わりにする。

ウ 基本方針4 基本的方向②、③、⑤及び⑥について

- 資料4「点検及び評価調書〈基本方針4 子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくみます〉」及び参考資料4「基本方針4 重点取組の実施状況にかかる点検結果」により、事務局から説明。

- 質疑応答

(委員)

いじめの解消率は、なかなかめだって数値が上がっていくということは難しいが、着実に対応していただいていることに感謝している。特に生徒指導関係に関しては、従来の生徒指導だけで対応できるどころと、心のケアを含めた養護教諭を中心とした学校保健と一緒に対応するところと、特別支援教育と関連するところといくつか関連してくると思う。生徒指導対応については、関連するところと連携しながら対応してほしい。現在、学校では様々な専門家の支援として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが既に入っているが、それ以外の方々が入って支援は進められているのか。

(事務局)

府教育庁で行っているのは、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが中心である。ただ、今年度から実施している事業なので、今回の審議の対象ではないかもしれないが、小学校については、「小学校指導体制推進支援事業」、いわゆる「チーム小学校」により、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー以外の専門家として、各市町村が持っているリソース、人材が学校に入っていくというスキームの事業になっている。幅広い方が子どもたちを見守っていくという形ができていると考える。

(委員)

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置していただいているが、スクールカウンセラーはかなり以前から配置されているので、学校の先生との連携も進んできているが、スクールソーシャルワーカーについては、あまり知られていない。うまく連携できている場合とそうでない場合と出てきているように思うが、スクールソーシャルワーカーの研修の充実についてはどうか。

(事務局)

スクールカウンセラーは平成13年度から配置しているので、かなり学校現場には認知されている。スクールソーシャルワーカーについても、他の都道府県に比べてかなり早い段階から配置しているが、学校で活躍できる方が育っていない現状があるので、スクールソーシャルワーカーの研修を行っている。この夏においても2回集まっていたいて、事例を持ち寄っての検討やスクールソーシャルワーカー・スーパーバイザーの講

話などによって力量を高めるということをしていこうと思っている。

(委員)

様々な福祉制度、医療制度や日常生活の支援については、市町村ごとに違うために、学校教員はなかなか理解し難い部分がある。そのサポートとして、スクールソーシャルワーカーが期待されているので、ぜひとも学校に応じたスクールソーシャルワーカーの育成に努めてもらいたい。

(委員)

資料4の「夢や志を育む教育」や「志（こころざし）学」のような、小中学校から高等学校までの取組みは、指導事例も含めた教材が提供されていると思う。それを教育センターの研修であるとか、あるいはウェブページで周知を知られているということについては、これから子どもたちが夢や志を持って進学や社会に出ていく上で、重要な取組みであるので、ぜひ「夢や志を育む教育」や「志（こころざし）学」の教材のより一層の充実をお願いしたい。

2点目として、いじめや不登校など非常に大阪の子どもたちの実態、家庭の実態が厳しい中で、府教育庁が努力されていることについては敬意を表したい。特に27年度に「生徒指導機能充実緊急支援事業」により人的な支援がなされたことにより、中学校の生徒指導が行われやすくなったというのは、中学校の現場を預かる管理職の方々にとって評価が高いという声を聴いている。人的な支援も含めた取組みが小学校や高校に広がっていくということを期待したい。

(委員)

指標34 中学校の暴力行為発生件数の千人率が、全国水準に比べて高いが、大阪府の中でも特定の地域が高いということはあるのか。

(事務局)

地域によって多い、少ないはあるが、どの中学校においても暴力行為の発生件数の千人率が全国水準に比べて高いという傾向にある。

(委員)

私が通っていた学校では、中学校1年生の時は、暴力行為の発生件数はそれほど多くないが、中学校2年生になるとかなり増加するという傾向にあったが、その傾向は今もあるのか。

(事務局)

中学校2年生は難しい年頃であり、中学校3年生になると進路も関わってくるので落ち着いてくるが、中学校1、2年生が落ち着かない傾向にあると思う。

(委員)

中学校2年生を対象としたスクールソーシャルワーカーの配置など特別の対策は行っているのか。

(事務局)

スクールカウンセラーは不登校などに関する相談件数が多く、特に問題行動の多く発生している162の中学校においては、生徒指導主事の授業負担を軽減するための教員を配置し、生徒指導主事が自由に動けるようにしている。その生徒指導主事が中心となり、場合によっては子ども家庭センターや警察署など様々な関係機関との連携により、子どもたちをしっかりと見守っていく環境づくりに努めている。

(委員)

チームとしての学校ということを言われている中で、福祉と教育の分野での取り組みが他府県でも広がってきているが、中学校区を対象とした取り組みでもいいので、放課後児童クラブやスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、民生委員のような違った立場の方が一緒になったシンポジウムやフォーラムなどを実施している事例はあるのか。

(事務局)

委員の指摘のシンポジウムやフォーラムの開催についてはまた調べておくが、小学校の子どもたちは家庭による影響を受けやすく、福祉の視点が中学校以上に大事であると思っているので、ケース会議を開いている。ケース会議では、様々な立場の人が一つの事例について意見を出す場なので、その効果は高いと考える。それが個別学校で定着しつつあるのではないかと考える。

(委員)

ケース会議については、学校単位での取り組みは進んでいる。学びの連続性でいうと、中学校区で包括した大きな取り組みも、その校区によって取り組みの強化が必要ではないかと考えている。国も訪問型家庭支援事業もやっているなかで、ケース会議は個別の事情に取り組みされているが、中学校区での包括した取り組みを把握されているのか、大阪府教育振興基本計画に記載されているのかが気になって質問した。

(委員)

スクールカウンセラーが全公立中学校に配置されていることは、素晴らしいことだと思うし、ありがたいと思っている。参考資料4の具体的取組「84 児童・生徒等に対する学校相談体制の充実」を見ると、相談件数 20 万件あるうちの約4分の3が教職員ということで、教員とスクールカウンセラーの連携はしっかり根付いており、スクールカウンセラーが教員の心の拠り所になっていることがわかり、大変よい数値だと思う。

3点質問させていただきたい。まず、1点目の質問として、スクールカウンセラーについては、全中学校に配置されているが、小学校への配置状況についてはどうか。

(事務局)

スクールカウンセラーについては、全中学校に配置しているが、小学校に対しては遅れている。「中学校区」という考え方にに基づき、市町村教育委員会においては、中学校に配置したスクールカウンセラーがその中学校区内の小学校にも赴くとか、あるいは小学校の教員が中学校に出向き、スクールカウンセラーに相談するなどの取組みをしていたらと期待している。

ただ、ここ数年、小学校における問題行動が増加しているため、今年度から特に課題の大きい50の小学校に対してスクールカウンセラーの配置を行っている。

(委員)

中学校において暴力行為の発生件数の千人率が全国水準より高く、また小学校の当該件数の千人率が3.1から4.3という大幅な増加になっているので、初期対応が重要と考え、質問した。

2点目の質問だが、スクールカウンセラーへの相談件数が20万件という状況で、週1回6時間の相談体制のなかで、すべての学校で相談時間が十分に足りているのか。一律に派遣回数を増加させるというのは現実的ではないが、必要なところから必要な手立てを行う必要があるのではないか。カウンセリング枠が不足している中学校を調査する仕組みや制度があるのか。

また、スクールカウンセラーの配置を平成13年度から実施しているということだが、スクールカウンセラーが配置されているということを生徒や保護者にあまり知られていないという課題もある。スクールカウンセラーからの情報発信ということも課題と思うがどうか。

(事務局)

スクールカウンセラーへの相談が多い学校もあれば、少ない学校もあるが、平均で1日6～7件の相談があるので、一つの相談にかかる時間がなかなか取りにくく、やりくりしているスクールカウンセラーが多い。

もう1点のスクールカウンセラーの認知については、大阪府では平成13年度からスクールカウンセラーを配置しているので、学校現場の認知はかなり進んできていると思う。スクールカウンセラーが来ているというのは、学校通信などで保護者にお知らせするという事は行っているのですが、大阪府ではかなり有効活用されているのではないかと考えている。ただ、スクールカウンセラーのサポートが必要な方々はたくさんいらっしゃるのでは、今後ともそういう取組みを進めていきたい。

(委員)

学校便りでは周知されているが、個別の学校の話かとは思いますが、スクールカウンセラーのカウンセリングが何時にどこで行われているかがわかりにくいので、スクールカウンセラーから情報を発信していただきたいということと、保護者対象の講習会の開催が必要かと思ったので、質問した。

3点目の質問だが、暴力行為の発生件数が多いのは、同一の子ども、同一のグループによる暴力行為が多く発生し、件数が増加しているとのこと。これに対し、中学校では平成27年度より生徒指導機能充実緊急支援事業を行っているということだが、こういった事業は長期的なビジョンで検証する必要があると思う。一方で、単年度の点検も必要であると思う。資料4の8ページの自己評価において「取組みを進めた」で抽象的に終わるのではなく、府民への説明責任ということもあるので、もう少し詳細に記載いただけたらいいかと思う。

また、保護者からの意見として、暴力行為の発生件数が多い学校において、暴力行為をしない子どもの教育を受ける権利をしっかりと保障していかなければならないと思う。例えば、問題行動を起こす児童・生徒を対象として、出席停止制度などの規定整備がきちんとなされているのか、市町村教育委員会の取組みになるのかもしれないが、府教育庁の見解をお聞きしたい。

(事務局)

暴力行為により被害を受ける子どももあり、また、落ち着かない学習環境で勉強に身が入らないという子どももいるので、問題行動の対応フローチャートを学校に示しており、問題行動のレベルに応じて、教員一人が抱え込むのではなく、学校全体の課題として教員が共有する、あるいは教育委員会に報告して対応を協議する、もしくは、場合によっては警察などの関係機関と連携して対応する、要は抱え込まず、みんなで対応していくということをすべての学校に求めている。いわゆるおとなしい子どもが損をするということにはならないように考えている。

(会長)【審議のまとめ】

スクールソーシャルワーカーの存在は、教員の中にも知らない人が多いのではないかと

ということで、スクールソーシャルワーカーの存在を周知しつつ、スクールソーシャルワーカーが学校で活躍できるように人材育成をお願いしたいというご意見をいただいた。特に、福祉医療、特別支援教育と連携したスクールソーシャルワーカーの育成が課題ということであった。

「夢や志をはぐくむ教育」や「志（こころざし）学」の教材をぜひより一層充実してもらいたいということと、生徒指導機能充実緊急支援事業における人的支援がとても有効であるので、小学校や高校でも課題に対応できるよう、小学校や高校にも人的支援をお願いしたいということを意見した。

また、暴力行為への対応において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの重要性が指摘された。

チーム学校ということで、特に、スクールソーシャルワーカーをはじめとする学校にかかわるいろんな方々をどのように活用したのか、例えば、シンポジウムやフォーラム等でその実践事例を周知する取組みがあったのかという質問があったので、府教育庁でぜひ調べていただき、もし事例があれば周知してもらい、なければ活用に向けて取り組んでもらいたいというご意見だった。また、ケース会議という学校単位の取組みに関しては、中学校区というより広い形で取り組むべきという指摘もあった。

スクールカウンセラーの配置について大変ありがたいという評価をしていただくとともに、スクールカウンセラーによる相談体制の充実が学校での指導の的確さにつながっているという評価もいただいた。

また、問題行動の初期対応の必要性に関するご意見とともに、府教育庁では中学校区単位でスクールカウンセラーを活用していくということだが、スクールカウンセラーを必要としている小学校もあると思うので、小学校の暴力行為の増加に対応できるようなスクールカウンセラーの配置が必要ではないかという意見だった。

さらに、学校便り等でスクールカウンセラーを紹介するという取組みはしているが、保護者に存在意義が知られていなかったり、中学校区での活用ということであれば、小学校に対し、中学校にスクールカウンセラーが配置されている状況を伝える必要があるため、スクールカウンセラーから、「何曜日に学校にいます」という発信が必要ではないかという意見だった。

また、生徒指導機能充実緊急支援事業で中学校に対して人的な支援を行っているが、同一の子どもやグループによる暴力行為が増加しているため、学校として暴力行為を繰り返さない指導が必要であるというご指摘だった。これに対しては、府教育庁からは、問題行動対応チャートにより、学校だけで判断せず、基準を設けて的確に対応できるような指導を行っているということだった。

### (3) 閉会

○次回審議会は、7月20日（水）15時からである旨を事務局から説明した。